

各 位

東京都行政書士会との包括的業務連携について

～ お客さまの課題解決をお手伝いします ～

城北信用金庫（本店：東京都荒川区 理事長：大前 孝太郎）は、お客さまの法務面における課題解決を支援するため、平成28年11月25日（金）、当金庫本部会館4階にて、東京都行政書士会（東京都目黒区 会長：常住 豊 様）と「包括的連携・協力に関する協定」を締結いたしました。

1. 協定の趣旨

信用金庫と行政書士は、地域に根差した市民へのサービスを提供している点で共通するものがあります。

当金庫は、今回の包括的業務連携を通じて、成年後見・離婚・相続などの家庭法務や、法人の設立、事業許認可の申請などに関する問題や疑問を抱えているお客さまに対し、東京都行政書士会と連携した課題解決をご提案してまいります。

2. 連携の主な内容

- 当金庫は、問題等を抱えているお客さまについて、東京都行政書士会を通じて行政書士をご紹介いたします。
- 当金庫は、外出困難なお客さまに対して、東京都行政書士会を通じて行政書士による出張法務相談をご紹介いたします。
- 東京都行政書士会は、当金庫が主催するセミナー・相談会について、講師・相談員として行政書士を派遣いたします。
- 東京都行政書士会は、会員行政書士が法人設立手続きを行った新規法人および関与している法人事業主に対して、当金庫を紹介します。当金庫は、当該法人に対して金融面から支援を行ってまいります。



東京都行政書士会 常任会長（左側）と当金庫 大前理事長（右側）